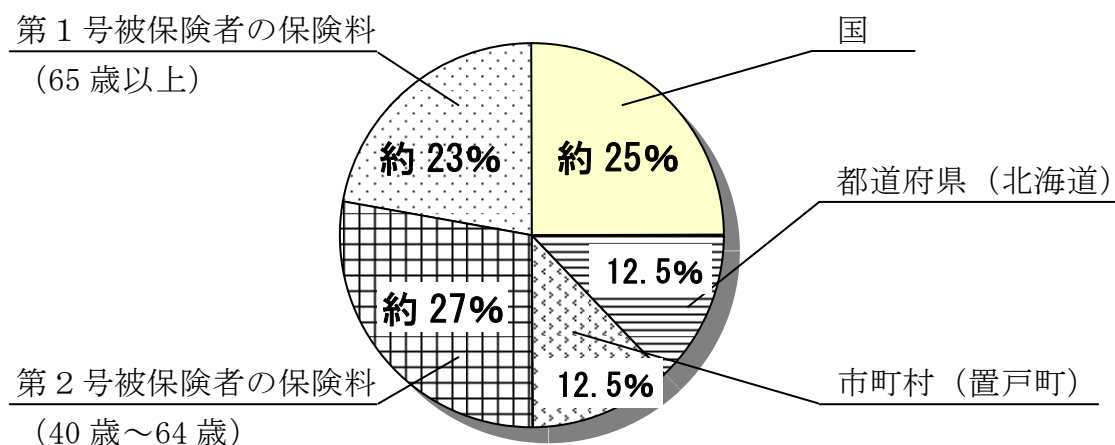


## 7 給付額、保険料の見込み

### (1) 介護保険事業に係る給付費の仕組み及び見込額

介護保険事業に係る事業費は、介護サービスの総事業費から利用者負担分（介護サービスを利用した費用の1割～3割）を除いた額である標準給付費をいいます。

#### ①標準給付費の財源構成（予防給付・介護給付）



#### ② 標準給付費の見込額

標準給付費の見込額については、国（厚生労働省）のワークシートに基づき、第7期計画期間（3年間）トータルで1,016,098千円と推計してします。

※標準給付費とは、総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額（低所得者が特別養護老人ホーム緑清園等に入所、またはショートステイに滞在したときの食費・居住費（滞在費）につき、「基準費用額」から「負担限度額」を差引いた額。）、高額介護サービス費等給付額（要介護者等が1カ月に支払った利用者負担（1割～3割）が、一定の上限額を超えたときに払い戻しされる額）、算定対象審査支払手数料（国保連合会に支払う手数料）を加えた費用です。

■計画期間における標準給付費見込額

(単位：千円/年)

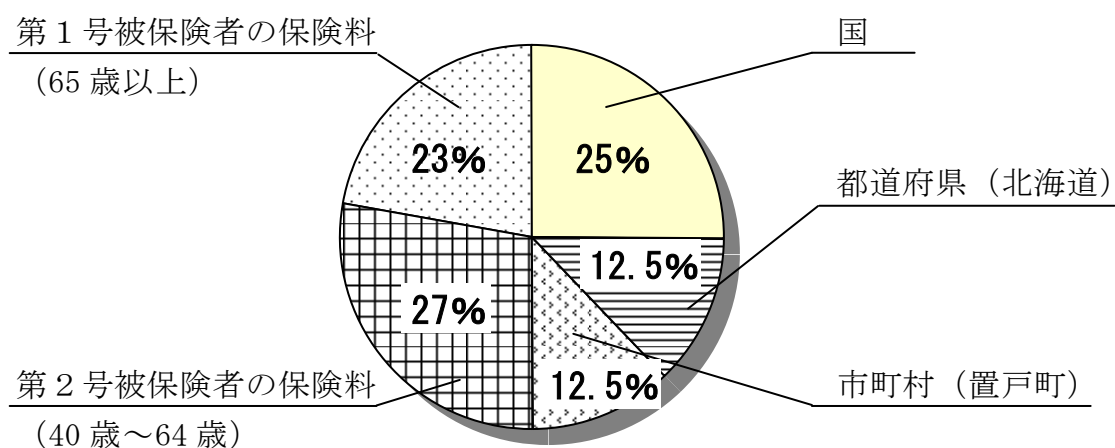
区 分	平成 30年度	31年度	32年度	合 計
①居宅サービス	79,956	81,169	87,496	248,621
訪問介護	14,180	14,814	18,070	47,064
訪問入浴介護	573	1,147	1,147	2,867
訪問看護	4,282	3,780	4,686	12,748
居宅療養管理指導	799	814	814	2,427
通所介護	3,234	3,597	4,227	11,058
短期入所生活介護	11,672	11,987	13,408	37,067
特定施設入居者生活介護	41,395	41,414	41,414	124,223
福祉用具貸与	3,377	3,172	3,286	9,835
特定福祉用具購入	444	444	444	1,332
②地域密着型サービス	71,923	74,356	75,312	221,591
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3,015	3,016	3,016	9,047
認知症対応型共同生活介護	49,057	49,276	49,088	147,421
地域密着型通所介護	19,851	22,064	23,208	65,123
③住宅改修	1,560	1,560	1,620	4,740
④居宅介護支援	7,678	7,894	8,714	24,286
⑤介護保険施設サービス	127,234	132,680	137,951	397,865
介護老人福祉施設	124,033	129,478	134,749	388,260
介護老人保健施設	3,201	3,202	3,202	9,605
介護療養型医療施設	0	0	0	0
介護サービスの総給付費（①～⑤計）	288,351	297,659	311,093	897,103
⑥介護予防サービス	5,263	5,265	5,262	15,790
介護予防訪問看護	974	975	975	2,924
介護予防短期入所生活介護	1,420	1,421	1,421	4,262
介護予防特定施設入居者生活介護	965	965	965	2,895
介護予防福祉用具貸与	1,514	1,514	1,511	4,539
特定介護予防福祉用具購入	390	390	390	1,170
⑦地域密着型介護予防サービス	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
⑧住宅改修（予防）	1,200	1,200	1,200	3,600
⑨介護予防支援	2,282	2,229	2,124	6,635
介護予防サービスの総給付費（⑥～⑨計）	8,745	8,694	8,586	26,025
総給付費（①～⑨計）	297,096	306,353	319,679	923,128
⑩一定以上所得者の利用負担見直しに伴う影響額	63	97	104	264
⑪消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	3,676	7,672	11,348
総給付費（一定以上所得者負担の調整後） （①⑨計－⑩＋⑪）	297,033	309,932	327,247	934,212

区 分	平成 30 年度	31 年度	32 年度	合 計
特定入所者介護サービス費等給付額	18,600	18,600	18,600	55,800
高額介護サービス費等給付額	6,400	6,400	6,400	19,200
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,020	2,020	2,020	6,060
審査支払手数料	274	275	277	825
標準給付費見込額	324,327	337,227	354,544	1,016,098

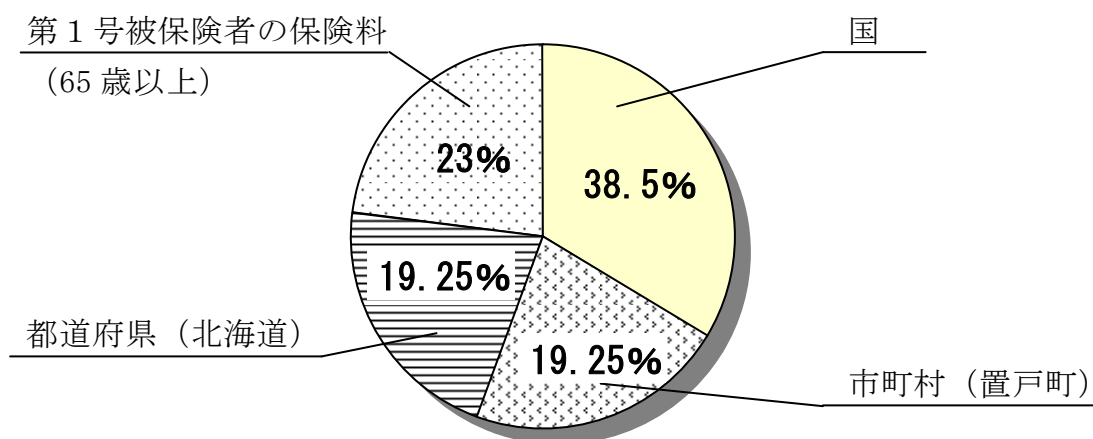
## (2) 地域支援事業に係る事業費の仕組み及び見込額

地域支援事業に係る経費は、国が定めた基準により、「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業・任意事業」の大きく分けて2つの区分で上限管理を行います。

### ①財源構成（介護予防・日常生活支援総合事業）



### ②財源構成（包括的支援事業・任意事業）



### ③地域支援事業費の見込額

地域支援事業費の見込額については、国（厚生労働省）のワークシートに基づき、第7期計画期間（3年間）トータルで50,250千円と推計しています。

#### ■計画期間における地域支援事業費見込み額 （単位：千円）

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合 計
介護予防・日常生活支援総合事業	10,283	10,283	10,283	30,849
包括的支援事業・任意事業	7,070	7,070	7,070	21,210

### （3）被保険者数の推計

高齢者数等人口の推計から介護老人福祉施設等の住所地特例者を除いた被保険者数の見込みは、以下のように推計されます。

#### ■被保険者数の推計 （単位：人）

区 分	平成 12 年度	17 年度	22 年度	27 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
第 1 号 被保険者	1,184	1,245	1,271	1,277	1,271	1,269	1,259	1,254
65～74 歳	661	596	533	529	516	512	505	499
75 歳以上	523	649	738	748	755	757	754	755
第 2 号 被保険者 (40～64 歳)	1,452	1,227	1,088	939	878	850	820	793

区 分	37 年度
第 1 号 被保険者	1,163
65～74 歳	395
75 歳以上	768
第 2 号 被保険者 (40～64 歳)	722

### （4）保険料見込額

第1号被保険者は、平成30年度から平成32年度までの3年間に必要とされる標準給付費及び地域支援事業費の見込額の約23%を負担することになります。

## (5) 介護保険料の所得段階の判定に関する見直し及び負担軽減措置について

### ①保険料の所得指標の見直し

- ・合計所得金額から、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した金額を用いる。
- ・保険料段階第1段階～第5段階においては、合計所得金額から公的年金収入にかかる雑所得を控除した金額を用いる。

### ②保険料の基準所得金額の見直し

第6期計画から所得段階を9段階に区分して介護保険料を設定しています。第7期計画では、所得水準を区分する基準所得金額が変更されました。

#### ■基準所得金額の見直し

区分する段階	見直し前 基準所得金額	見直し後 基準所得金額
第7段階と第8段階	190万円	200万円
第8段階と第9段階	290万円	300万円

### ③介護給付費準備基金の取り崩し

介護給付費準備基金を3年間で約2,300万円取り崩し、保険料の上昇を抑制します。

### ④低所得者の負担軽減

住民税非課税世帯の低所得者を対象に軽減割合の拡大を図ります。

平成27年度からは、特に所得の低い方（保険料段階第1段階）の軽減を実施していますが、保険料段階1段階の方のさらなる軽減と第2段階・第3段階の方の軽減は、政令が規定されたのちに実施します。

## (6) 保険料基準額の改正について

(5) ①の保険料所得指標の見直しと②の保険料基準所得金額の見直し、③の介護給付費準備基金の取り崩しを執行し、第7期介護保険事業における介護保険料の基準額を4,200円とします。

#### ■本町の第1号被保険者介護保険料（基準）額の経緯

計画期		第1期計画	第2期計画	第3期計画
計画期間		平成12～14年度	平成15～17年度	平成18～20年度
介護保険料 (基準額)	年額	32,400円	34,400円	34,800円
	月額	2,700円	2,867円	2,900円
増減額			167円	33円
増減率			6.2%	1.2%

計画期		第4期計画	第5期計画	第6期計画
計画期間		平成21～23年度	平成24～26年度	平成27～29年度
介護保険料 (基準額)	年額	38,400円	40,800円	50,400円
	月額	3,200円	3,400円	4,200円
増減額		300円	200円	800円
増減率		10.3%	6.3%	23.5%

計画期		第7期計画
計画期間		平成30～32年度
介護保険料 (基準額)	年額	50,400円
	月額	4,200円
増減額		0円
増減率		0.0%

■所得段階別第1号被保険者の保険料

区分	所得区分	所得段階別加入者数	保険料(年額)
		基準額に対する割合	保険料(月額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護を受けている方</li> <li>老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の方</li> <li>世帯全員が住民税非課税で、年金収入額と合計所得金額(注1)の合計が80万円以下の方</li> </ul>	281人	25,200円
		50%	2,100円
	低所得者軽減実施後 (※〔 〕内は更なる軽減の実施後)	281人	22,680円 〔20,160円〕
		45% 〔40%〕	1,890円 〔1,680円〕
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が住民税非課税で、年金収入額と合計所得金額(注1)の合計が80万円を超えて120万円以下の方</li> </ul>	175人	31,500円
		62.5%	2,625円
	制度改正による低所得者軽減実施後 (※〔 〕内は更なる軽減の実施後)	175人	〔25,200円〕
		〔50%〕	〔2,100円〕
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が住民税非課税で、年金収入額と合計所得金額(注1)の合計が120万円を超える方</li> </ul>	160人	37,800円
		75%	3,150円
	制度改正による低所得者軽減実施後 (※〔 〕内は更なる軽減の実施後)	160人	〔35,280円〕
		〔70%〕	〔2,940円〕
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる場合)で年金収入額と合計所得金額(注1)の合計が80万円以下の方</li> </ul>	129人	44,100円
		87.5%	3,675円
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる場合)で年金収入額と合計所得金額(注1)の合計が80万円を超える方</li> </ul>	166人	50,400円
		100%	4,200円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方</li> </ul>	174人	60,480円
		120%	5,040円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方</li> </ul>	110人	65,520円
		130%	5,460円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方</li> </ul>	33人	75,600円
		150%	6,300円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上の方</li> </ul>	41人	85,680円
		170%	7,140円

※第1段階～第5段階の合計所得金額(注1)は、公的年金収入にかかる雑所得を控除した金額を指します。

※〔 〕内の割合及び保険料は、今後政令に規定されたのちに実施します。

## (7) 低所得者対策について

### ①介護保険料の減額

保険料の単独減免については、国が従前から介護保険法の趣旨を踏まえ適当でないと「3原則の遵守」を適正に対応するよう求められています。

#### \* 保険料の単独減免に関する3原則

- ・ 保険料の全額減免は行わない。
- ・ 収入のみに着目した一律の減免は行わない。
- ・ 保険料減免分に対する一般財源の投入は行わない。

### ②介護サービス利用者負担金の減額

介護保険制度における利用者負担の上限設定として、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費の支給、施設サービスや短期入所サービスを利用する際の居住費・食費の負担額軽減を行っており、第7期計画においても実施します。

## 8 介護給付等の適正化

介護保険事業を適正に運営していくため、介護給付等費用適正化計画を下記のとおり策定し、介護給付等の適正化への取り組みを推進します。

### (1) 介護給付等費用適正化計画

介護給付を必要とする受給者を適正に認定し、受給者が真に必要とする過不足ないサービスを事業者が適切に提供するように促し、介護保険制度への信頼を高め持続可能な制度構築を図るため、国が示す「第4期介護給付適正化計画に関する指針」を踏まえ、要介護認定、サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化に引き続き取り組み、介護給付等の適正化を実施します。

#### ① 第3期北海道介護給付適正化計画における目標と課題の検証

平成27年度から平成29年度までの3年間における「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合、縦覧点検」「介護給付費通知」の給付適正化主要5事業の実施状況は、「介護給付費通知」を除く事業について実施しています。「介護給付費通知」については、介護サービスを利用するためにケアマネジメントが必要であり、医療費と同様な効果が見込めないことから実施していません。その他の事業については、引き続き継続実施に努めます。



## ② 個別の事業における現状と課題

### ア 要介護認定の適正化

適切かつ公平な要介護認定の確保のため、これまでも認定調査及び認定調査結果の全件点検を行っていますが、引き続き全件点検の実施に努めます。

#### ■実績と見込み数

(単位：件)

区分	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
要介護認定の 適正化	全件	全件	全件	全件	全件	全件

### イ ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、点検及び支援を行うことにより受給者が真に必要なとするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供の改善に努め、ケアプランの質の向上を図ります。

#### ■実績と見込み数

(単位：件)

区分	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
ケアプラン点検	52	53	50	50	50	50

### ウ 住宅改修、福祉用具購入・貸与に関する調査

住宅改修は事前・事後、福祉用具購入は事後の書面での確認に加え、利用者の状態像と照合し実態にそぐわない改修・使用方法など疑義のあるケースについては、現地を訪問し状況を確認したうえで改善等の助言を行います。

福祉用具貸与は実際の貸与状況と使用方法を聞き取り調査し、疑義のあるケースについては利用者・家族・介護支援専門員等に確認し適切な給付につながるよう努めます。

#### ■実績と見込み数

(単位：件)

区分	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
住宅改修・ 福祉用具購入	32	27	35	30	30	30
福祉用具貸与	50	57	60	55	55	55

### エ 医療情報との突合、縦覧点検

北海道国民健康保険団体連合会から提供されるデータをもとに、医療情報と介護情報の給付内容を突合し、重複した給付や不適切な給付については給

付費の返還（過誤）を促します。また、縦覧点検において有効性が高い「重複請求縦覧チェック一覧表」「算定期間回数制限チェック一覧表」「居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表」の帳票を活用し、過誤調整を図ります。

■実績と見込み数

（単位：件）

区分	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
医療情報との 突合	全件	全件	全件	全件	全件	全件
縦覧点検	一部	一部	一部	全件	全件	全件

オ 介護給付費通知

利用者の介護サービスにかかる費用の意識の向上やサービス事業者に対する認識を促す効果などが認められるものの、医療費通知と同様の効果までは見込めないことから、現時点での実施の予定はありません。